

研究ノート

公衆浴場の法的規制における欠格条項の変遷

川 端 美 季*

はじめに

日本において病と入浴は古くから関わりがある。入浴は、病と関わりを持つと同時に宗教的側面を備えるものでもあった。有名な逸話として光明皇后のものがある。仏教を厚く信仰していた光明皇后は、自らの立願のために仏に祈願して1000人の人に入浴を施し、入浴者の垢も自らの手で洗い流した。1000人目は当時忌避された病者（「癩病患者」¹⁾）であったが、皇后は立願を成就させるためその垢を流し、病者が求めるのに従い膿も吸い出した。するとその病者は阿闍仏に変わり、皇后の願いは果たされた。このように入浴を施すことは仏教の功德と見なされており、入浴を施すことを施浴という（全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会[1972：24-25]）。寺院における施浴は、光明皇后の逸話に見るように病と関わり、病者が入浴することは当然のことであった。

寺院での施浴は入浴習慣を定着させたと言われ、やがて入浴の場は都市にも設けられるようになる。都市に暮らす人々は、主に公衆浴場（営業用浴場）を用いていた。営業用浴場は室町時代にはあったと言われる（武田[1967：98-100]）²⁾。公衆浴場は江戸時代を中心に隆盛し、明治期に近代化の影響を受けながらも今日まで続いている³⁾。明治期以降の公衆浴場の歴史は、国が公衆浴場を公共的な場と認める過程でもあった。

1948（昭和23）年に施行された公衆浴場法では、公衆浴場の営業者は伝染性疾病者と精神病患者の入浴者の入浴は拒否しなくてはならないとされていた。こうした特定の条件に該当する人に対して何らかの行為を禁止する、また何らかの事由により資格や免許を与えない規定を欠格条項という。精神病患者が公衆浴場から法的に排除されたのは1950（昭和25）年に精神衛生法が制定される以前のことであった。1987（昭和62）年の精神保健法の制定によって、精神病患者に対する欠格条項は公衆浴場法から削除されたが、伝染性疾病者に対する欠格条項は今日も残っている。

本稿では公衆浴場の法的規制から公衆浴場に関する欠格条項の起源をたどり、公衆浴場と病との関わり的一端を明らかにしたい。

まず1では、東京における公衆浴場法以前の法的規制の変遷を概観し、公衆浴場法の制定以前における欠格条項の状況について述べる。2では、公衆浴場法の成立過程に焦点を当てながら、公衆浴場法と一括して制定された興行場法、旅館業法と比較するとともに、公衆浴場法の制定をめぐる国会の議論を検討する。

公衆浴場は、時代や地域によってその呼び名が「湯屋」や「風呂屋」、「銭湯」などと呼ばれるが、本稿では公衆浴場法を念頭に置くため、「公衆浴場」という語で統一する。

1. 公衆浴場法以前の法的規制

1948年に公衆浴場法が定められるまで、日本全国の公衆浴場を一律に規制する法律は存在しなかった。公衆浴場法制定以前は各府県の取締規則により、公衆浴場は警察の規制を受けていた。1879（明治12）年の東京警視庁布達「湯屋取締規則」がその最初である。この「湯屋取締規則」に続き、他の府県でも同様の規則が作られていった⁴⁾。

1879年に「湯屋取締規則」が制定された後、1885（明治18）年に「湯屋取締規則」は全面改正される。その後明治21年に一部改正、1890（明治23）年に再び全面改正された。1900（明治33）年には「湯屋取締規則」が「湯屋営業取締規則」に改定された。「湯屋営業取締規則」は1902（明治35）年から1917（大正6）年までに五回改正された。1920（大正9）年に「湯屋営業取締規則」は「浴場及浴場営業取締規則」に改定された。「浴場及浴場営業取締規則」

キーワード：公衆浴場、欠格条項、精神病患者、公衆浴場法、浴場及浴場営業取締規則

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2003年度入学 生命領域

は1924（大正13）年から1942（昭和17）年までに五回改正された⁵。

これらの規則において一貫して注意が向けられていたのは、浴場の防火設備についてであった。その内容は詳細な範囲に及ぶ。たとえば火焚場の素材は煉瓦石で築造し、焚物置場置場は火焚場から三間以上の距離をとり、火消所・灰置場の構造は深さ三尺以内に焚物その他可燃物を置いてはならないなど（1885年「湯屋取締規則」）である。また男女混浴に対する禁止もこれらの規則すべてを通して定められていたが、それは入浴者に対する直接的な規定ではなく、営業者に対する設備上の規定であった。たとえば浴湯は必ず男女の区域を設けて混同しないこと（1879年「湯屋取締規則」）や、入浴者の出入り口は男女を異にし、脱衣室及び浴室は男女互いに且つ見透かせない構造にすること（1920年「浴場及浴場営業取締規則」）などである（川端[2006]）。

上記の規則で欠格条項が初めて導入されたのは、1920年の「浴場及浴場営業取締規則」からである。さらに同規則は1942年に改正され、「傳染病患者」と「精神病者」が初めて名指し公衆浴場から排除されることになった。以下ではこの二つの規則における欠格条項について詳しく検討する。

1-1. 欠格条項の導入

1920年、「湯屋営業取締規則」は「浴場及浴場営業取締規則」に改定された。

1920年のこの規則は全部で三十三条あるが、この改定により大きく変わったことの一つは入浴者に対する規定が新設されたことである。この規則の第二十三条は入浴者に対して言及しており、その内容は入浴者に対する禁止行為を定めている。

第二十三条 浴場ニ於テ左ノ事項ヲ禁ス

- 一、浴場営業者ノ制止ヲ肯セス入浴ヲ為スコト
- 二、不潔其ノ他他人ノ迷惑トナルヘキ行為ヲ為スコト
- 三、放歌、高吟其ノ他喧騒ニ渉ル行為ヲ為スコト

入浴者が浴場内ではならないと禁止された行為は、営業者から止められたにも関わらず入浴すること、不潔行為などの他人の迷惑となる行為、放歌、高吟などの喧騒などの行為であった。これらの規定は、1931（昭和6）年に第二十三条の第二項が「浴槽、流場其ノ他ノ場所ニ於テ不潔ニ渉ル行為ヲ為シ又ハ為サシムルコト」と改定された以外、1942年まで大きく変えられることはなかった。

また、入浴者に対する禁止行為が定められたのみならず、東京府下の公衆浴場に対して初めて入浴の利用に関する欠格条項が定められた。第十八条では営業者が遵守すべきことが全十二項にわたって定められ、そのうち欠格条項に相当するのは八項と九項である。その前の七項も関連すると思われるので以下引用する。

第十八条 営業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

（中略）

- 七、正當ノ事由アルニ非サレハ入浴ヲ拒絶セシメサルコト
- 八、看護人ナキ老幼其ノ危険ト認ムル者ヲ入浴セシメサルコト
- 九、人ノ嫌忌スヘキ疾病者ヲ入浴セシメサルコト但シ疾病ノ治療ヲ目的トスル薬湯又ハ鑛泉ニシテ其ノ効能疾病者ニ適スルトキハ此ノ限ニ在ラス

まず、第十八条第七項においては、営業者は正当な理由がない限り入浴を拒否してはいけないと定められている。その上で、八項と九項において、ある特定の者の入浴を拒むことと定められている。ここにおいて公衆浴場から排除されたのは、看護人のいない老人幼児など単独での入浴が危険と認められる者、そして〈人の嫌忌する疾病者〉であった。実は京都では、1886（明治19）年の「湯屋営業取締規則」において「付添人ナキ老幼者」と「又ハ人ノ厭忌スル患者（黴毒疥癬ノ類）」の入浴が拒否された⁶。なぜ京都においてこの時期にこのような欠格条項が定められたのか。そして1886年から1920年にかけて東京では浴場の取締規則は何度も改正されたにもかかわらず、1920

年まで欠格条項がなぜ導入されなかったのか。これらの点については今後検討が必要である。

第十八条の七項、八項、九項は「浴場及浴場営業取締規則」が廃止されるまで存在したが、第二十三条は、1942年に大きく変更された。第二十三条には新たに欠格条項が加えられたのである。

1-2. 「精神病者」に関する規則

1942年の「浴場及浴場営業取締規則」で改正されたのは、第六条、第八条十二項、第十条、第十五条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条である。営業者の遵守すべき事項が定められた第十八条は改正されなかった。

第二十三条は先に確認したように入浴者に特定の行為を禁止している。第二十三条は、1942年の改正では、二項以降が以下のように修正された。

二 酩酊シテ入浴ヲ為スコト

三 傳染病患者又ハ附添人ナキ精神病者若クハ同浴者ニ厭忌ノ感ヲ起サシムル疾病者ノ入浴ヲ為スコト

四 湯槽内ニ於テ身體及頭髮ヲ洗ヒ、湯槽若ハ洗場ニ於テ洗濯シ其ノ他不潔ニ渉ル行為ヲ為シ又ハ為サシムルコト

五 放歌、高吟又ハ喧噪シ若ハ他人ノ迷惑トナルヘキ行為ヲ為スコト

この中で注目したいのが三項である。三項だけが特定の行為ではなく、伝染病者や〈付添い人のいない〉精神病患者など、ある特定の病的とされる者の入浴を禁じている。第十八条の九項には、「人ノ嫌忌スヘキ疾病者ヲ入浴セシメサルコト但シ疾病ノ治療ヲ目的トスル薬湯又ハ鑛泉ニシテ其ノ効能疾病者ニ適スルトキハ此ノ限ニ在ラス」という規定がある。1942年の改正では、この第十八条に加えて第二十三条の三項で「傳染病患者又ハ附添人ナキ精神病者若クハ同浴者ニ厭忌ノ感ヲ起サシムル疾病者」の入浴を禁じたのである。「傳染病患者」がその病の伝播を防ぐ目的で規制されているとしたら、「精神病者」の入浴はまったく異なる文脈に属すると考えるべきだろう。なぜなら「精神病」は風呂を媒介に伝染するものではないからである。それにもかかわらず、公衆浴場法が制定される以前の1942年において、東京の取締規則では精神病者が法的に排除されることとなった。

「精神病者」が公衆浴場から法的に排除された背景を知るには、「精神病者」に関する法的規制の経過を見る必要がある。

明治期以降、「精神病者」はそれ以前と比べよりいっそう法的に規制されるようになった。1900年の精神病患者監護法では精神病患者を家族の監督下におくことが、定められた⁷。精神病患者監護法の下、精神病患者を取り締まったのは警察であり、精神病患者の存在は路上徘徊や他害行為などの「問題行動」によって認識された。つまり「精神病」とはこれら問題行動の別名であった⁸（永井[2007:114]）。

1920年代、当時は精神病の発病が遺伝に基づくと考えられていたため、精神病院整備は消極策にすぎず、積極策つまり精神病患者の断種が求められた⁹。1930年代には、日本民族衛生学会を中心に、断種法制定の動きが現れてくる。1938（昭和13）年に設置された厚生省には予防局に優生課¹⁰が置かれ、「遺伝性精神病患者」を対象にした優生断種政策が推し進められた。1940（昭和15）年5月に「国民素質の向上」を目指し、「悪質ナル遺伝性疾患ノ素質ヲ有スル者」の増加を優生手術により防止することを定めた「国民優生法」が成立した¹¹。

「精神病者」と見なされる者に対する欠格条項には、1884（明治17）年の太政官令三十一号布告「火薬取締規則」の第九条に、「白痴瘋癲ノ者」は火薬類を売り渡してはいけないと定められている（田中[2001:4]）。このような免許・資格に関わる欠格条項¹²は、1896（明治29）年の「船員職員法」や1906（明治39）年の「医師法」（筆者註＝医師法では、禁治産者及び準禁治産者に免許を与えないとされる。）や1925（大正14）年の薬剤師法にも見られる（田中[2001:4]）。また武川[2004:42]は、近代社会の「市民」として把握された者は公的な領域に参加できたとした上で、「瘋癲」「白痴」の者が被選挙権を認められていなかった例を提示し、障害者が社会に関わることを否定する流れがそこにはあったと述べる。

1942年の「浴場及浴場営業取締規則」における「精神病者」の欠格条項導入は、資格・免許の領域においてのみ

ではなく、公衆浴場の利用という極めて日常的な領域にまで法的に広げられていたことを意味する。

戦後になると、全国の公衆浴場を一括して規定する公衆浴場法が誕生する。公衆浴場法において欠格条項が定められることは、特定の地域に限らず全国の伝染病者や「精神病者」が法的に排除されるということの意味していた。次章においては、公衆浴場法の成立過程に焦点を当て、このような欠格条項がどのような観点から成立したのか見ていくこととしたい。

2. 公衆浴場法における規制

1948年7月12日に制定され同月15日に施行された公衆浴場法は、公衆浴場に関する最初の国法である。また、公衆浴場法とともに同時に興行場法、旅館業法が一括して審議され制定・施行された。興行場、旅館も公衆浴場と同様に戦前は警察に管理されており、法的規制の性格も公衆浴場に対する規制と同様、防火や防犯等を主眼としていた。戦後、日本国憲法の施行に伴い、これらの取締規則は無効となり、国レベルでの法律が定められることによって警察の管轄下ではなく、衛生行政の一分野として厚生省の管理下に置かれた（厚生省五十年史編集委員会[1993a：737-738]）。公衆浴場、興行場、旅館を対象とする法的規制は、性格も制度的背景もほぼ同様でありながら¹³、精神病者に対する欠格条項が定められているのは公衆浴場法のみであった。

2-1. 公衆浴場法における規制

1948年に制定された公衆浴場法は全十四条からなり、内容は以下のようなものであった。

第一条は「公衆浴場」「浴場業」とは何か定義を述べ、第二条は営業許可の手続きについて言及している。第三条及び第四条は営業者の義務を、第五条一項は入浴者に対する禁止行為を説明し二項はそのような行為を制止するようにと営業者に対して義務付けている。第六条は都道府県知事の公衆浴場に対する検査の範囲を規定し、第七条から第十条一項までは営業者が本法律に違反した際の罰則規定について、第十条二項は入浴者に対する罰則規定、第十一条は営業者及び法人を含む浴場の管理者が違反した際の罰則規定を定めている。そして第十二条は法律の施行期日を、第十三条及び第十四条は公衆浴場法施行前の営業者と営業許可を受けた者への扱いについて言及されている。

以上述べた公衆浴場法の条項の中で、欠格条項に関連する条文は以下のとおりである。

第四条 営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められ、又は他の入浴者の入浴に支障を与える処のある精神病者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

この第四条は前述した東京府の1942年の「浴場及浴場営業取締規則」の第二十三条三項と似ている。異なるのは公衆浴場から排除されるのが「伝染病患者」ではなく、「伝染性の疾病にかかっている者と認められ」た者、そして「附添人ナキ精神病者」ではなく「他の入浴者の入浴に支障を与える処のある精神病者と認められる者」であった。さらに1942年にあった「同浴者ニ厭忌ノ感ヲ起サシムル疾病者」という語がなくなっている。1942年と同じように、〈他の入浴者に支障を与える〉精神病者は、「省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可をうけたもの」でのみ入浴するように定められた。1948年7月24日に制定された厚生省令第27号「公衆浴場法施行規則」は、公衆浴場法第四条の但書について次のように規定している。

第三条 左に掲げる場合は、公衆浴場法第四条但書の規定により都道府県知事の許可を受けて、同条に規定する患者（以下患者という。）を入浴させることができる。

一 温泉¹⁴を使用する公衆浴場で、その温泉が公衆浴場法第四条に規定する伝染性の疾病又は精神病に対して療養効果があると認められ、且つ、患者用の入浴施設が別に設けられている場合

二 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合

「都道府県知事の許可をうけたもの」と明記され、都道府県知事の許可を受ける場合においても、「患者」用の入浴施設を別に設けなければならなかったことを踏まえると、1942年の「浴場及浴場営業取締規則」よりも一層、特定の場所に囲い込むという意味が強まったと言える。

公衆浴場法とともに成立した興行場法及び旅館業法には、「精神病患者」に対する欠格条項は存在しなかった。また旅館業法には、宿泊者が伝染性の疾病にかかっていると認められる場合に宿泊を拒むことが定められた¹⁵。

2-2. 公衆浴場法をめぐる国会の審議

前節で欠格条項が公衆浴場法と旅館業法にあったこと、「精神病患者」に対する欠格条項は公衆浴場法にしか存在しないことを確認した。本節においては公衆浴場法の成立に関して国会でどのような議論が行われたのか、欠格条項に関する議論に焦点をあて精査する。

国会で「公衆浴場法」の語が最初に登場するのは、1948年5月26日衆議院厚生委員会においてである。ここで「公衆浴場法に関する請願」(第五〇〇号)¹⁶が坂東幸太郎議員から紹介された。公衆浴場法案は、1948年6月24日、第二回国会の参議院厚生委員会において、政府から国会に提出され審議された。以後7月4日まで11回、厚生委員会をはじめ治安及び地方制度委員会や本会議などで審議されるが、そのほとんどが委員会の報告や法案の採決のみにとどまり、公衆浴場法の内容について審議されたのは、1948年6月27日の衆議院厚生委員会においてのみであった。

6月27日の厚生委員会の審議では、公衆浴場管轄や浴場の料金、石炭や電気などの燃料、当時の都市における住環境の改善などが議論に挙げられていた。ここでは6月27日の厚生委員会における審議のなかでも、欠格条項である第四条についての議論に注目したい。

第四条で公衆浴場の利用を拒否されるのは、「伝染性の疾病にかかっていると認められる者」と「他の入浴者の入浴に支障を与えるところのある精神病患者」である。審議においては、この「伝染性の疾病にかかっている者」が焦点となった。榊原亨委員は伝染性疾患にかかっているという判断を「しろうと」が「判断」して良いのかと質問した。政府の答弁者、政府委員である三木行治(厚生省公衆保健局長)は、「公衆浴場の経営者」の「主観」によって「認め得る疾病」、つまり「しろうとの判断」でかまわないという趣旨を答えている。また、第四条に関して、山崎道子委員からは「健康者の入浴の危険」についてはどう考えているのかという質問がなされた。これに対して三木行治政府委員は「浴場は非常に感染の機会が多」とした上で、「浴場の経営者が義務として伝染性の疾患を持っている者」を「拒絶しなければ」ならないとした。そして「療養者のためには別の浴槽」を設けて「そこには療養者だけがはいる」ことにし、「健康者」と混合することを避けねばならないと答えた¹⁷。

これらの議論では、議員によって公衆浴場が「清潔」ではないことが指摘され、なんらかの疾病が伝染するという危機意識が発言からうかがえる¹⁸。議員の発言ではあくまで「健康者の入浴の危険」が重要視されており、第四条は「健康者」を伝染する疾病から守ることを目的としていると考えられる。この議論を通して第四条は、「健康者」の入浴を守るために営業者に伝染性疾患の人を排除する義務が担われ、伝染性疾患の患者かどうかの判断も営業者の主観に任されていたことがわかる。これに対して、「精神病患者」については国会の議論のなかで触れられることすらなく、公衆浴場法は制定されることになった。

2-3. 公衆浴場法案の特徴

公衆浴場法案、興行場法案及び旅館業法案は厚生省公衆保健局により作成された。

国立公文書館に残されている公衆浴場法草案は2度修正されている。ひとつは1948年5月13日と日付が記されており、もうひとつには日付の記載はない。5月13日のものと日付記載なしのものを比較すると、日付の記載がないものの方が5月13日より後に作成されたものであるのがわかる。ここでは、5月13日の見直し版を前版、日付記載なし版を後版とし、特に第四条に注目しながらどのような修正が行われたのか精査する。

第四条は、前版では「伝染病にかかっている者、または他の入浴者の入浴に支障を与えるところある精神病患者と明らかに認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、温泉等を使用する公衆浴場に療養を目的として入浴する者については、この限りでない。」という文面の、「伝染病にかかっている者」が「伝染性の疾

病にかかっている者」とされ、さらに「伝染性の疾病にかかっている者」の後ろに「と認められ」という語が加えられている。そして「精神病患者と明かに認められる者」の「明かに」が削除されている。つまり「伝染病にかかっている者と認められ、または他の入浴者の入浴に支障を与えるところのある精神病患者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、温泉等を使用する公衆浴場に療養を目的として入浴する者については、この限りでない。」となった。後版では、第四条の最後の一文の「但し、温泉等を使用する公衆浴場に療養を目的として入浴する者についてはこの限りでない」という箇所が削除され、それに代わって「但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない」と大幅に変更された。この修正には、連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP=General Headquarters/Supreme Commander for the Allied Powers）が関わっている。1948年6月18日に法制長官である佐藤達夫から、内閣官房長官吉米地義三宛に「GHQの要求により公衆浴場法案、旅館業取締法案、興行場法案中別紙のようにそれぞれ訂正したいから、よろしく御取計願う。」という文書が送られた¹⁹。公衆浴場法案の第四条但書は修正されるよう指摘された箇所の一つであった。これにより「但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。」と後版で訂正されるに至った。この修正により、法の上では「療養を目的として入浴する者」は一般の「公衆浴場」で入浴することを拒否されるべき対象となり、「療養のために利用され」「都道府県知事の許可を受けた」公衆浴場にしか行けなくなった。「療養目的の入浴者」、つまり伝染性の疾病にかかっている人、そして他の入浴者に支障を与える精神病患者は法の上では、公衆浴場から排除される特定の許可を受けた公衆浴場でしか入浴できなくなったのである。

このように戦後占領期は、法案提出にあたりGHQ/SCAPからの指導があり、医療政策や公衆衛生政策については公衆衛生福祉局（PHW=Public Health Welfare Section）が担っていた。調査した範囲ではGHQの資料のなかに公衆浴場に関する欠格条項に対する指導を示唆する形跡は見いだせなかった²⁰。

なお、興行場法案、旅館業法案の見直し版²¹には、精神病患者に対する欠格条項は存在していなかった。

おわりに

本稿では公衆浴場におけるある特定の病者、特に「精神病患者」の排除に注目してきた。「精神病患者」に対する公衆浴場からの排除は、1948年の公衆浴場法制定以前から東京府下の取締規則で定められていたことを確認した。

東京における公衆浴場の法的規制で欠格条項が定められたのは1920年、欠格条項において「傳染病患者」と「精神病患者」が特定されたのは1942年であることを示した。しかし、指摘したようにこれらの欠格条項はそれ以前に京都においてすでに存在していたことも明らかとなった。他府県の取締規則が東京のそれに影響したと推測されるが、京都で公衆浴場に関する欠格条項が定められていた1886年以降、東京府下の公衆浴場の法的規制はたびたび改正されているにもかかわらず、1920年まで30年以上もこうした欠格条項が導入されることはなかった。

また、公衆浴場法に見られるような「精神病患者」に対する欠格条項は、同時に審議され定められた興行場法、旅館業法及び、それらの法案の見直し版には存在しなかったことから、このような欠格条項は公衆浴場法の特性であることが明らかになった。そして公衆浴場法に関する国会の審議のなかでも「精神病患者」に関する欠格条項の内容の是非について触れられることはなかったのである。

寺院の施浴のように病者が公共的空間で入浴することは、明治期以降制限されていった。そして1948年の公衆浴場法において、全国一律に公衆浴場からある特定の病者、すなわち「伝染性疾病者」と「精神病患者」が名指しで排除されることになった。

これらのことから、以下の課題がうかびあがってきた。

まず、公衆浴場に関する欠格条項の起源はいつなのか確定されていない。また東京では1920年、京都では1886年という時期に公衆浴場に関する欠格条項が定められる経緯はいかなるものだったのか、明らかにしなければならない。

加えて本稿でとり上げた1920年の欠格条項の「人ノ嫌忌スル疾病」、1942年の「傳染病」、「同浴者ニ厭忌ノ感ヲ起サシムル疾病」、1948年の公衆浴場法における「伝染性疾病」とは、具体的にどのような疾病を想定として定められ

たものか。さらに、公衆浴場が精神病患者に対する施策のなかで位置づけられた経緯はどのようなものであったのか。これらについて、今後実証的検討を積み重ねていく必要があるだろう。

注

- 1 この「癩病」は今日のハンセン病という狭義の意味ではなく、皮膚病など広い意味である。
- 2 最初の営業用浴場がいつ登場したのかははっきりしていない。武田[1967:99]は、平安時代に京都にあったと思われる記録もあると述べている。
- 3 公衆浴場が今日のような様式になったのは明治期以降と言われる（全国公衆浴場業環境衛生同業組合[1972:432]）。
- 4 1880（明治13）年秋田県で「湯屋取締規則」、1882年（明治15年）山梨県「湯屋営業規則」、1883年（明治16年）には岩手県で「湯屋取締規則」。1884年（明治17年）には、滋賀県で「湯屋取締規則」が出される。
- 5 東京府下の公衆浴場に関する取締規則は、東京都公文書館に所蔵されている。
- 6 京都だけに限らず、他府県においても公衆浴場に関する欠格条項は存在する。1893（明治26）年に埼玉県で定められた「湯屋取締規則」第十三条にも欠格条項は存在した。確認した限りでは、1886（明治19）年の京都の規制における欠格条項が最初のものである。
- 7 精神病患者を家族の監督下に置くように定めた法的規制は、厳密にはこれが最初ではない。1874（明治7）年の警視庁布達規第七十二号（国立公文書館所蔵）には、「狂病ヲ発シ候者ト見定メ候ハバ其家族ニ於テ嚴重監督致スベク候」とあり、「狂病ヲ発シ候」と見なされる者は家族によって監督されることが定められた。
- 8 「精神病院監護法」は呉秀三ら当時の精神医学者たちから批判された。彼らは、精神病を問題行動と同一視するのではなく、問題行動は精神病の結果起こるものであり、精神病患者はまず病人だと考え、そして精神病患者にとっても「精神病者の危険性」の解消のためにも監置ではなく治療が必要だと強調した。当時の精神医学者たちのいう治療とはまず生活指導であった。精神病患者の生活の場を精神病院に移すことが不可欠とし、精神医学者たちは精神病院設備を求めた。1919年の「精神病院法」は、国が道府県に設置の義務を負わせることのできるものであり、入院すなわち治療が公益に資するものとして認められた証に見えたが、精神病院法には予算がつかず、公立病院設備は進まなかった。永井[2007:118-119]は、「公衆に対する危険予防」という公益を満たすには監置＝監禁で十分だと考えられていたことになると述べる。つまり精神病患者は、相変わらず問題行動のイメージで捉えられていた。
- 9 民族衛生論者たちは下層階級の「劣弱者」には国家の統制下で断種や産児調節を行うことが民族の優秀さを保つために不可欠と考えた。民族衛生や産児調節普及の過程で、精神医学は軽視されていた。多くの精神医学者たちが精神病患者の断種や産児調節に進んで取り組む様子もみられない。彼らは精神病の発病と遺伝との関係に懐疑的でもあった（永井[2007:123-124]）。
- 10 優生政策策定を目的とする優生課設置は厚生省発足ぎりぎりまで定まらなかった（松原[1997:30]）。
- 11 ここで断種の対象とされたのは、「遺伝性精神病（とくに分裂病）、遺伝性精神薄弱、強度かつ悪質なる遺伝性病的性格、強度かつ悪質なる遺伝性身体疾患、強度なる遺伝性畸型」であった。また「国民優性法」は優性学的理由以外での中絶を禁止したため、優性断種法というより中絶禁止法として働いた（岡田[2002:182]、永井[2007:130]）。
- 12 岡田[1967]は医事関係法令における欠格条項の歴史を提示した。そして医事関係法令における「精神病患者」に関する欠格条項は1911年以後だと明らかにした。そして欠格事由の表現が、「精神病患者」であったり、「瘋癲者」であったり「心身耗弱者」であったりまちまちであること、「精神病患者」を指す範囲が時代によってだけではなく、関係法規によっても異なることを問題点としてあげている。
- 13 公衆浴場法、興行場法、旅館業法は、昭和36年の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律により、営業六法のなかの三つに定められた。
- 14 1948年7月10日に公布された温泉法には、公衆浴場法における「伝染性の疾病にかかっている者」や「精神病患者」に対する欠格条項は存在しない。
- 15 旅館業法の第五条が欠格条項である。第五条では、「宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」と「宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき」に業者は宿泊を拒否するように定められていた。
- 16 公衆浴場に関する請願（坂東幸太郎君紹介）（第五〇〇号） 厚生委員会付託
 請願者 東京都千代田区神田須田町三丁目一番地 坂下卯三郎
 紹介議員 坂東幸太郎君
 本請願の要旨は浴場は特殊の営業であるから、今度制定される公衆浴場法には従来通り一定の距離がなければ新設を許さないことと、入浴料金は一定額を保持すること等を規定し、客の寄託物に対しては保管監視の義務は課しても、重大な過失があった場合の外は賠償責任を免除することを掲げて、その経営を安定させ、業者自らの発意によって浴場を理想的な社会公共機関たらしめたいというのである。（国立国会図書館所蔵）
- 17 浴場でなんらかの病気が感染するという見方は当時珍しいものではなく、大正期の新聞記事にほぼ同じ内容の記事が見受けられる。

- 「讀賣新聞」1915（大正4）年11月22日朝刊
「讀賣新聞」1926（大正15）年2月13日朝刊
- 18 第四条の「伝染病」とは議論の中で明確に病名は述べられていないが、山崎道子議員は「浴場内で性病に感染した」という統計を取り上げ、どういう取締をするのかと質問している。
- 19 「第二回国会・公衆保健局、保健局関係法律案」国立公文書館所蔵
- 20 “Draft of Public Bath Law”, 7 June 1948, 国立国会図書館所蔵 GHQ / SCAP Records, “*Ryokan*” *Business Control Law, Public Bath Law, Entertainment Facilities Law and Riyoshi Law*, June 1948-May 1951, PHW 714.
127. 3, Dec.1945-Oct. 1948, CHS (B)-420 立命館大学所蔵
- 21 管見の限り、興行場法案の見直し版は公衆浴場法案と同様に二点、旅館業法案の見直し版は三点存在し、それぞれ国立公文書館に所蔵されている。

参考文献

- 竹前栄治・中村隆英監修 1996『GHQ日本占領史22 公衆衛生』日本図書センター
- 今西一 1998『近代日本の差別と性文化—文明開化と民衆世界』雄山閣出版
- 岩崎晋也 2000「障害に係わる欠格条項の歴史的経緯と見直しに際しての課題」『リハビリテーション研究』102：2-18 財団法人日本障害者リハビリテーション協会
- 「加除自在警視庁全書」1937年9月25日 国立国会図書館所蔵
- 金子準二・田辺子男・小峯和茂編著 1982『改定増補 日本精神医学年表』牧野出版
- 「官報」号外 1948年7月10日 立命館大学所蔵
- 「官報」号外 1948年7月12日 立命館大学所蔵
- 川端美季 2006「『湯屋取締規則』及び『湯屋営業取締規則』に関する考察」『コアエシックス』2：59-73 立命館大学大学院先端総合学術研究科
- 警視庁1893『警視庁史稿』（内務省警保局 1927『庁府県警察沿革史』に所収、1973に原書房より復刻）
- 近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/>
- 小林文広 2001『近代日本と公衆衛生—都市社会史の試み』雄山閣出版
- 厚生省五十年史編集委員会1993a『厚生省五十年史（記述編）』財団法人厚生問題研究会
- 厚生省五十年史編集委員会1993b『厚生省五十年史（資料編）』財団法人厚生問題研究会
- 厚生省医務局1976『医制百年史』ぎょうせい
- 松原洋子 1997「日本における優生政策の形成—国民優生法と優生保護法の成立過程の検討」お茶の水女子大学審査学位論文
- 百瀬孝 1995『事典昭和戦後期の日本—占領と改革』吉川弘文館
- 永井順子 2007「戦争と優生の時代における精神病患者」芹沢一也編『時代がつくる「狂気」—精神医療と社会』111-141 朝日選書
- 内閣官報局 1974『法令全書 第五巻2』原書房
- 中野栄三 1970『銭湯の歴史』雄山閣出版
- 岡田靖雄 1967「精神障害と欠格条項」『精神神経学雑誌』62-11：1295-1298 日本精神神経学会（岡田靖雄 1972『差別の論理—魔女裁判から保安処分へ』勁草書房 に所収）
- 岡田靖雄 2002『日本精神科医療史』医学書院
- 小野芳郎 1997『〈清潔〉の近代「衛生唱歌」から「抗菌グッズ」へ』講談社選書メチエ
- 大場修 1986『物語 ものの建築史 風呂のはなし』鹿島出版会
- 衆議院参議院編 1990『議会制度百年史 貴族院・参議院議員名鑑』大蔵省印刷局
- 衆議院参議院編 1990『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』大蔵省印刷局
- 杉山章子 1995『占領期の医療改革』勁草書房
- 武田勝蔵 1967『風呂と湯の話』塙書房
- 田中邦夫 2001「年表・障害者に係る欠格条項」『調査と情報』357：1-18 国立国会図書館
- 立川健治 1996「外からみた我々の身体性（1）—かつての裸体と混浴—」『富山大学人文学部紀要』24：77-98 富山大学人文学部
- 武川眞固 2004「障害をもつ人の人権・社会参加と欠格条項」『高田短期大学紀要』22：39-60 高田短期大学
- 全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会 1972『公衆浴場史』全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
- 全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会 1990『全浴連三十年史』全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会

Changes in the Disqualification Clause of Legal Regulations for Public Baths

KAWABATA Miki

Abstract:

In this report I trace changes, from the Meiji Era to the early Showa Era, in the disqualification clause in legal regulations for public baths in Japan. In particular, I investigate Tokyo municipal legal regulations for public baths and the national Public Bath Law. The first disqualification clause for public baths in Tokyo appeared in 1920; it excluded from public baths patients shunned by others and unsupervised old people and children. In Tokyo, the disqualification clause next appeared in 1942; it excluded from public baths mental patients without caretakers and patients with infectious diseases. This is the first mention of mental patients in public bath regulations in Tokyo. Then, in 1948, Article 4 of the national Public Bath Law prohibited from bathing mental patients liable to give troubles to other bathers and people with infectious diseases. Interestingly, in the arguments about the Public Bath Law in the National Diet, nobody referred to mental patients being excluded from public baths. The assembly members treated only the issue of protecting “healthy people” from infectious diseases. Also of note, this research shows that the disqualification clause banning mental patients from public baths appeared before World War II, not after WWII as previously thought.

Keywords: public baths, disqualification clause, mental patients, Public Bath Law,
Yokujo Oyobi Yokujo Eigyo Torishimari-Kisoku

